

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成31年3月号 vol.53



今年は冬らしい日が少ないまま春はすぐそこですね。元々は転勤族の生活をしてきた私は、春はお別れの季節、そわそわしていた記憶があるのですが、指折り数えてみたら、福岡での生活ももう15年。税理士を目指して、金融機関を退職してからずいぶん経ったものです。15年も福岡に住んでいると気が付けばたくさんの仲間が周りにいて、皆さんに支えられている自分がいます。今年もそろそろ仲間とお花見計画を立ててみようと思います。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

今年6月にいわゆる「ふるさと納税」制度が見直される予定です。見直し前に”閉店キャンペーン”と称して返礼品にギフト券をプレゼントする自治体もあるようです。現段階で分かっている見直し案についてご紹介します。

”総務大臣が指定したもののみが特例の対象になります”

平成31年度の税制改正大綱で、ふるさと納税制度の見直しの方向性が示されました。これまでの電化製品や旅行券などを返礼品とする自治体への寄附は、特例から除外される可能性があります。総務大臣が適正と認める基準は以下のとおりです。

- 寄附金の募集を適正に実施する自治体(返礼品の送付を過度に強調した広報を禁止するなど)
- 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす自治体
 - ・寄附金に対する返礼品の返礼割合を3割以下とする。
 - ・返礼品を地場産品とする。

この改正は、平成31年6月1日以後にされた寄附金について適用することとされています。

ふるさと納税制度は、寄附文化を日本に定着させるという目的から外れ、違った方向に走ってしまっている感がありますが、そうはいってもより多くの特典が欲しいという方は、今年は早めに利用しておいた方が良さそうです。

「今月の本の紹介」

「FACT FULNESS (ファクトフルネス)
(オーラ・ロスリング、アンナ・ロスリング・ロンランド 著・日経BP社)

本書は、思い込みという本能心を乗り越え、日々起こる出来事をデータを基に世界を正しく見る習慣について書かれた一冊です。

私自身は、本書を読んで「世界」というより、日常の「私自身」の物事の捉え方について、本能心にとらわれることなく、ファクトフルネスの mindset で、事実に基づいた判断をしていかなければならないと身にしみる思いをしました。ファクトフルネス実践の10のルールが参考になります。

「気まぐれ簡単レシピ」

<空豆とホタルイカのガーリック炒め>

白ワインに合う春らしいレシピです!!

- ・空豆 10本位→軽く塩茹で
- ・ジャガイモ 2個→下茹でして輪切り
- ・ホタルイカ 1パック→目を取り除く
- ・ニンニク 1かけ→みじん切り
- ・アンチョビ 1/2缶→みじん切り

①フライパンにアンチョビ、ニンニクを炒める。(アンチョビのオイルで)

②香りが出たら、具材を加えて炒める。

③黒コショウをふる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所